

改正案

現行

（引受業務のうちの協議についての届出）

第九条 外国証券業者が、令第二条第三号に規定する協議（第三項において「協議」という。）を国内において行おうとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項（当該外国証券業者が個人である場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一・二 （略）
- 三 資本金の額又は出資の総額
- 四 代表権を有する役員（法第四条第一項第三号に規定する役員をいう。第二十三条第一項第四号、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条第二号並びに第四十八条第二項第五号において同じ。）の役職名及び氏名
- 五・六 （略）

2・3 （略）

（登録申請書の添付書類）

第十二条 法第四条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 損失の危険の管理方法に関する次に掲げる事項

- イ 損失の危険相当額（第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号。以下「自己資本規制府令」という。）第四条第一項第一号に規定する市場リスク相当額、同項第二号に規定する取引先リスク相当額及び同項第三号に規定する基礎的リスク相当額を含む。以下この号において同じ。）の算定方法
- ロ〜ハ （略）

三・四 （略）

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、特定法人等（法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下同じ。）の状況等として、次に掲げるものとする。

（引受業務のうちの協議についての届出）

第九条 外国証券業者が、令第二条第三号に規定する協議（第三項において「協議」という。）を国内において行おうとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項（当該外国証券業者が個人である場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）を記載した書面を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一・二 （略）
- 三 資本の額又は出資の総額
- 四 代表権を有する役員（法第四条第一項第三号に規定する役員をいう。第二十三条第一項第四号、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条第二号、第四十一条第三項、第四十八条第二項第五号並びに第四十九条第四項において同じ。）の役職名及び氏名
- 五・六 （略）

2・3 （略）

（登録申請書の添付書類）

第十二条 法第四条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 損失の危険の管理方法に関する次に掲げる事項

- イ 損失の危険相当額（外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）第四条第一項第一号に規定する市場リスク相当額、同項第二号に規定する取引先リスク相当額及び同項第三号に規定する基礎的リスク相当額を含む。以下この号において同じ。）の算定方法
- ロ〜ハ （略）

三・四 （略）

2 法第四条第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、特定法人等（法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。以下同じ。）の状況等として、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
 - 二 資本金の額又は出資の総額
 - 三 六 (略)
 - 3 法第四条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 四 (略)
 - 五 役員（法第六条第一項第十号に規定する役員をいう。以下この条、第二十三条第二項第三号、第二十三条の四第二項及び第四十一条第一項第三号において同じ。）及び国内における代表者の履歴書（会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、当該者の沿革を記載した書面）
 - 六 役員（支店に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本（これらの者が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面（会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、当該者の登記事項証明書）
 - 七 (略)
- (分割又は事業の譲渡)
- 第十四条 令第四条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される事業自体で証券業を営むことができると認められる場合とする。
- 2 令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される事業自体で証券業を営むことができると認められる場合とする。

(認可申請書の添付書類)

第十七条 証券会社府令第八条の規定は、法第八条第二項に規定する認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同令第八条中「法第二十九条の三第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第八条第二項」と、同条第一項中「法第二十九条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七条第一項第一号」と、同項第三号中「体制」とあるのは「体制並びに外国証券業者に関する法律第九条第一号の基準に適合していることを証する書面」と、同項第八号中「代表権を有する取締役又は執行役」とあるのは「国内における代表者又は支店に駐在する役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役又はこれらに類する役職にある者をいう。）」と、同令第八条第二項中「法第二十九条第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七条第一項第二号」と、同項第二号中「体制」とあるのは「体制並びに外国証券業者に関する法律第九条第一号

- 一 (略)
 - 二 資本の額又は出資の総額
 - 三 六 (略)
 - 3 法第四条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 四 (略)
 - 五 役員（法第六条第一項第十号に規定する役員をいう。以下この条、第二十三条第二項第三号、第二十三条の四第二項及び第四十一条第一項第三号において同じ。）及び国内における代表者の履歴書
 - 六 役員（支店に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本（これらの者が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面
 - 七 (略)
- (分割又は営業の譲渡)
- 第十四条 令第四条第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される営業自体で証券業を営むことができると認められる場合とする。
- 2 令第四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される営業自体で証券業を営むことができると認められる場合とする。

(認可申請書の添付書類)

第十七条 証券会社府令第八条の規定は、法第八条第二項に規定する認可申請書の添付書類について準用する。この場合において、同令第八条中「法第二十九条の三第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第八条第二項」と、同条第一項中「法第二十九条第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七条第一項第一号」と、同項第三号中「体制」とあるのは「体制並びに外国証券業者に関する法律第九条第一号の基準に適合していることを証する書面」と、同項第八号中「代表権を有する取締役又は執行役」とあるのは「国内における代表者又は支店に駐在する役員（取締役、執行役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。）」と、同令第八条第二項中「法第二十九条第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七条第一項第二号」と、同項第二号中「体制」とあるのは「体制並びに外国証券業者に関する法律第九条第一号の基準に適

の基準に適合していることを証する書面」と、同条第三項中「法第二十九条第一項第三号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七条第一項第三号」と、同項第三号中「体制」とあるのは「体制及び外国証券業者に関する法律第九条第一号の基準に適合していることを証する書面」と読み替えるものとする。

(認可業務に関する経験年数)

第十八条 令第八条に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 分割により認可申請外国証券会社に認可を受けようとする業務と同種類の業務の事業の全部又は一部を承継させた者
- 三 認可申請外国証券会社に認可を受けようとする業務と同種類の業務の事業の全部又は一部を譲渡した者
- 四 (略)

(引受業務の一部の許可の手續)

第二十三条 法第十三条第一項の規定に基づき許可を受けようとする者(以下この条において「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項(許可申請者が個人である場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を記載した許可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 資本金の額又は出資の総額
- 四～六 (略)
- 2 (略)

(許可申請書の添付書類)

第二十三条の四 法第十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員(法第四条第一項第三号に規定する役員をいう。会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員とする。)及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況
- 2 法第十三条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

合していることを証する書面」と、同条第三項中「法第二十九条第一項第三号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第七条第一項第三号」と、同項第三号中「体制」とあるのは「体制及び外国証券業者に関する法律第九条第一号の基準に適合していることを証する書面」と読み替えるものとする。

(認可業務に関する経験年数)

第十八条 令第八条に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 分割により認可申請外国証券会社に認可を受けようとする業務と同種類の業務の営業の全部又は一部を承継させた者
- 三 認可申請外国証券会社に認可を受けようとする業務と同種類の業務の営業の全部又は一部を譲渡した者
- 四 (略)

(引受業務の一部の許可の手續)

第二十三条 法第十三条第一項の規定に基づき許可を受けようとする者(以下この条において「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項(許可申請者が個人である場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。)を記載した許可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 資本の額又は出資の総額
- 四～六 (略)
- 2 (略)

(許可申請書の添付書類)

第二十三条の四 法第十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 三 我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況
- 2 法第十三条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇四 (略)

五 役員、取引所取引店所在国における代表者（法第十三条の三第一項第三号に規定する取引所取引店所在国における代表者をいう。以下同じ。）及び国内における代表者（以下の条及び第二十三条の六において「役員等」という。）の履歴書（会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、当該者の沿革を記載した書面）

六 役員（国内の事務所その他の施設に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本（これらの者が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面（会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、当該者の登記事項証明書）

七・八 (略)

（基本事項の変更等の届出）

第二十三条の六 法第十三条の五において準用する法第十二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 合併した場合、分割により事業の一部を承継させ、若しくは事業の全部若しくは一部を承継した場合、又は事業の重要な一部の譲渡若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲受けをした場合

三〇八 (略)

九 純財産額が資本金の額に満たなくなった場合（第七号の規定に該当する場合を除く。）

十 外国証券法令の規定（法第六条第一項第七号に規定する外国証券法令の規定をいう。）に基づく行政庁の不利処分を受けた場合（取引所取引と同種類の取引に係る業務に関するものに限る、第七号の規定に該当する場合を除く。）

十一 (略)

十二 役員（会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）に法令又は諸規則（取引所取引に係る業務に関するものに限る。）に反する行為（次号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合

十三 (略)

（業務の規制）

第二十四条 証券会社府令第十四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法

第三十二条第四項の規定による外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員

一〇四 (略)

五 役員、取引所取引店所在国における代表者（法第十三条の三第一項第三号に規定する取引所取引店所在国における代表者をいう。以下同じ。）及び国内における代表者（以下の条及び第二十三条の六において「役員等」という。）の履歴書

六 役員（国内の事務所その他の施設に駐在する役員に限る。）及び国内における代表者の住民票の抄本（これらの者が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

七・八 (略)

（基本事項の変更等の届出）

第二十三条の六 法第十三条の五において準用する法第十二条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 合併した場合、分割により営業の一部を承継させ、若しくは営業の全部若しくは一部を承継した場合、又は営業の重要な一部の譲渡若しくは営業の全部若しくは重要な一部の譲受けをした場合

三〇八 (略)

九 純財産額が資本の額に満たなくなった場合（第七号の規定に該当する場合を除く。）

十 外国証券法令の規定（法第六条第七号に規定する外国証券法令の規定をいう。）に基づく行政庁の不利処分を受けた場合（取引所取引と同種類の取引に係る業務に関するものに限る、第七号の規定に該当する場合を除く。）

十一 (略)

十二 役員に法令又は諸規則（取引所取引に係る業務に関するものに限る。）に反する行為（次号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合

十三 (略)

（業務の規制）

第二十四条 証券会社府令第十四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法

第三十二条第四項の規定による外国証券会社の国内における代表者及び支店に駐在する役員

(会計参与、監査役及びこれに類する役職にある者を除く。第四十九条第五項において同じ。)の兼職に係る届出について準用する。

25 (略)

6 証券会社府令第二十五条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十条第二項第九号に規定する内閣府令で定める業務について準用する。この場合において、証券会社府令第二十五条第二号中「令第一条」とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、同条第五号及び第六号中「令第一条の三の二」とあるのは「証券取引法施行令第一条の三の二」と読み替えるものとする。

710 (略)

11 証券会社府令第三十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書について準用する。この場合において、証券会社府令第三十条第二項第一号中「法第三十四条第一項第八号」とあるのは「証券取引法第三十四条第一項第八号」と、同条第二項第二号イ中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同号ロ中「法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」と、「令第一条」とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、同項第三号中「法第五十六条の七第二項第三号」とあるのは「証券取引法第五十六条の七第二項第三号」と、「有価証券等清算取次ぎ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎ(証券取引法第二条第二十九項に規定するものをいう。以下同じ。)」と、同項第五号中「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第三項中「第二十九条の二第一項第一号」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四各号」と、同条第四項中「前条各号」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四各号」と、同条第六項中「第二十九条の二第二項」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の二第二項」と、「第三項」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第三十条第三項」と読み替えるものとする。

12 (略)

13 証券会社府令第三十条の三の規定は、令第十二条の三において準用する証券取引法施行令第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において「第二十九条の四」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四」と読み替えるものとする。

1416 (略)

17 証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号。以下「行為規制等府令」という。)第一条、第五条及び第九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用

(監査役及びこれに類する役職にある者を除く。第四十一条第三項及び第四十九条第四項において同じ。)の兼職に係る届出について準用する。

25 (略)

6 証券会社府令第二十五条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十条第二項第十号に規定する内閣府令で定める業務について準用する。この場合において、証券会社府令第二十五条第二号中「令第一条」とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、同条第五号及び第六号中「令第一条の三の二」とあるのは「証券取引法施行令第一条の三の二」と読み替えるものとする。

710 (略)

11 証券会社府令第三十条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書について準用する。この場合において、証券会社府令第三十条第二項第一号中「法第三十四条第一項第八号」とあるのは「証券取引法第三十四条第一項第八号」と、同条第二項第二号イ中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同号ロ中「法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号」と、「令第一条」とあるのは「証券取引法施行令第一条」と、「令第十六条」とあるのは「証券取引法施行令第十六条」と、同項第三号中「法第五十六条の七第二項第三号」とあるのは「証券取引法第五十六条の七第二項第三号」と、「有価証券等清算取次ぎ」とあるのは「有価証券等清算取次ぎ(証券取引法第二条第二十九項に規定するものをいう。以下同じ。)」と、同項第五号中「法第二条第三項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第三項第一号」と、同条第三項中「第二十九条の二第一項」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の二第一項」と、同条第四項中「前条各号」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四各号」と、同条第六項中「第二十九条の二第二項」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の二第二項」と読み替えるものとする。

12 (略)

13 証券会社府令第三十条の三の規定は、令第十二条の三において準用する証券取引法施行令第十五条の六において準用する同令第十五条の五の規定により示すべき方法の種類及び内容について準用する。この場合において「第二十九条の四」とあるのは「証券会社に関する内閣府令第二十九条の四」と読み替えるものとする。

1416 (略)

17 証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号。以下「行為規制等府令」という。)第一条、第五条及び第九条の規定は、それぞれ法第十四条において準用

する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、行為規制等府令第一条第一項第一号中「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第五号」と、同号イ中「法第五十四条第一項第四号」とあるのは「証券取引法第五十四条第一項第四号」と、同項第六号中「役員（役員）」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（会計参与に類する役職にある者）」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第五項中「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）第二十一条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）」と、行為規制等府令第五条中「証券会社の代表者」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「この条から第八条まで」とあるのは「この条、外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十三項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第六條及び外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十五項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、同条第二号イ中「法第四十二条の二第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十五項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、「法第四十二条の二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

18・19 (略)

20 行為規制等府令第四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号中「法第四十二条第一項第十号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号」と、「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第三号中「法第六十七条第二項」とあるのは「証券取引法第六十七条第二項」と、「法第二条第八項第七号ハ」とあるのは「証券取引法第二条第八

する証券取引法第四十二条第一項ただし書並びに同法第四十二条の二第三項及び第五項に規定する内閣府令で定めるものについて準用する。この場合において、行為規制等府令第一条第一項第一号中「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第五号」と、同号イ中「法第五十四条第一項第四号」とあるのは「証券取引法第五十四条第一項第四号」と、同項第六号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第三項中「法第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第二項」と、同条第四項中「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第五項中「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第四十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）第二十一条第二項」と、「本店」とあるのは「主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）」と、行為規制等府令第五条中「証券会社の代表者」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「この条から第八条まで」とあるのは「この条、外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十三項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第六條及び外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十五項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、同条第二号イ中「法第四十二条の二第一項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号」と、行為規制等府令第九条第一号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十三項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第八条」と、「法第四十二条の二第一項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

18・19 (略)

20 行為規制等府令第四条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第一号中「法第四十二条第一項第十号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号」と、「法第二条第八項第三号の二」とあるのは「証券取引法第二条第八項第三号の二」と、同条第三号中「法第六十七条第二項」とあるのは「証券取引法第六十七条第二項」と、「法第二条第八項第七号ハ」とあるのは「証券取引法第二条第八

項第七号ハ」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第五号」と、「令第十五条の七」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令第十二条の四において準用する証券取引法施行令第十五条の七」と、「同条第五号中「役員（役員）」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（会計参与に類する役職にある者）」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「次条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「同条第六号中「令第二十号第二項各号」とあるのは「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十号第二項各号」と、「令第一条の四第一項」とあるのは「証券取引法施行令第一条の四第一項」と、「法第四十一条の四第一項」と、「法第四十一条第二号」と、「令第二十四号第一項」とあるのは「証券取引法施行令第二十四号第一項」と、「令第七号第五項第十号」とあるのは「証券取引法施行令第七号第五項第十号」と、「令第二十号」とあるのは「証券取引法施行令第二十号」と、「法第四百九条第一項」とあるのは「証券取引法第四百九条第一項」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七号第一項」とあるのは「証券取引法第六十七号第一項」と、「同条第九号中「法第六十三号第一項」とあるのは「証券取引法第六十三号第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十号」と、「同条第十一号中「法第二十一条」とあるのは「証券取引法第二十一条」と、「第十二号第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二号第一項第七号」と、「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第十二条第二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、「同条第十四号の二中「法第四十二条第一項第七号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第七号」と、「同条第十六号中「有価証券等清算取次ぎを除く。」と「同条第十七号中「法第二条第八項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第一号」と、「法第二十四条第八項」とあるのは「証券取引法第二十四条第八項」と、「法第二十四条の五第七項」とあるのは「証券取引法第二十四条の五第七項」と、「証券会社に関する内

第七号ハ」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第五号」と、「令第十五条の七」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令第十二条の四において準用する証券取引法施行令第十五条の七」と、「同条第五号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「第五号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、「同条第六号中「令第二十号第二項各号」とあるのは「証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十号第二項各号」と、「令第一条の四第一項」とあるのは「証券取引法施行令第一条の四第一項」と、「法第四十一条第二号」とあるのは「証券取引法第四十一条第二号」と、「令第二十四号第一項」とあるのは「証券取引法施行令第二十四号第一項」と、「令第七号第五項第十号」とあるのは「証券取引法施行令第七号第五項第十号」と、「令第二十号」とあるのは「証券取引法施行令第二十号」と、「法第四百九条第一項」とあるのは「証券取引法第四百九条第一項」と、「法第七十六条」とあるのは「証券取引法第七十六条」と、「同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七号第一項」とあるのは「証券取引法第六十七号第一項」と、「同条第九号中「法第六十三号第一項」とあるのは「証券取引法第六十三号第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十号」と、「同条第十一号中「法第二十一条」とあるのは「証券取引法第二十一条」と、「第十二号第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二号第一項第七号」と、「登録金融機関」とあるのは「登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）」と、「証券仲介業者」とあるのは「証券仲介業者（証券取引法第十二条第二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）」と、「同条第十四号の二中「法第四十二条第一項第七号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第七号」と、「同条第十六号中「有価証券等清算取次ぎを除く。」と「同条第十七号中「法第二条第八項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第八項第一号」と、「法第二十四条第八項」とあるのは「証券取引法第二十四条第八項」と、「法第二十四条の五第七項」とあるのは「証券取引法第二十四条の五第七項」と、「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第

閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）」とあるのは「証券会社に関する内閣府令」と読み替えるものとする。

21 (略)

22 行為規制等府令第四条第三号、第五号（専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為を除く。）、第七号から第十号まで、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第三号中「法第六十七条第二項」とあるのは「証券取引法第六十七条第二項」と、「法第二条第八項第七号ハ」とあるのは「証券取引法第二条第八項第七号ハ」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第五号」と、「令第十五条の七」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令第十二条の四において準用する証券取引法施行令第十五条の七」と、同条第五号中「役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）」とあるのは「役員（会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）」、国内における代表者」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「次条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第七号中「前号の期間」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間」と、同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

23～29 (略)

30 行為規制等府令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条第一号及び第二号中「法第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第一号」と、同条第三号及び第四号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第一号」と読み替えるものとする。

三十二号）」とあるのは「証券会社に関する内閣府令」と読み替えるものとする。

21 (略)

22 行為規制等府令第四条第三号、第五号（専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為を除く。）、第七号から第十号まで、第十三号及び第十四号の規定は、法第十四条第四項において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第四条第三号中「法第六十七条第二項」とあるのは「証券取引法第六十七条第二項」と、「法第二条第八項第七号ハ」とあるのは「証券取引法第二条第八項第七号ハ」と、「法第四十二条第一項第五号」とあるのは「証券取引法第四十二条第一項第五号」と、「令第十五条の七」とあるのは「外国証券業者に関する法律施行令第十二条の四において準用する証券取引法施行令第十五条の七」と、同条第五号中「役員」とあるのは「役員（国内における代表者）」と、「法第四十四条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条において準用する証券取引法第四十四条第一号」と、「第五号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第十七項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第五条」と、同条第七号中「前号の期間」とあるのは「証券取引法施行令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間」と、同条第八号中「法第六十六条第一項」とあるのは「証券取引法第六十六条第一項」と、「法第六十七条第一項」とあるのは「証券取引法第六十七条第一項」と、同条第九号中「法第六十三条第一項」とあるのは「証券取引法第六十三条第一項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「法第二十七条の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七条の二第二項」と、「第十号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条」と読み替えるものとする。

23～29 (略)

30 行為規制等府令第十一条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十一条第一号及び第二号中「法第三十四条第二項第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第一号」と、同条第三号及び第四号中「第三十四条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第一号」と読み替えるものとする。

する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第二号」と、同条第五号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条」と、「法第六十三條」とあるのは「証券取引法第六十三條」と、「法第二十七條の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二第二項」と、「法第二十七條の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二第二項」と、「法第二十七條の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二第二項」と、「役員（役員）」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（会計参与に類する役職にある者）」と、同条第六号及び第七号中「証券会社に關する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四條第六項において準用する証券会社に關する内閣府令」と読み替えるものとする。

（弊害防止措置）

第二十五条 行為規制等府令第十一条の二及び第十一条の三の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条ただし書の規定による承認について準用する。この場合において、行為規則等府令第十一条の二第一項中「を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）」、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）」とあるのは「特定金融機関（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定金融機関をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条において同じ。）」と、「親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。第十二条において同じ。）若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条）」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条）」と、「第十二条第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第七号」と、「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と、行為規則等府令第十一条の三第一項中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において

る法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第二項第二号」と、同条第五号中「法第四十四条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十四条」と、「法第六十三條」とあるのは「証券取引法第六十三條」と、「法第二十七條の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二第二項」と、「法第二十七條の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二第二項」と、「法第二十七條の二第二項」とあるのは「証券取引法第二十七條の二第二項」と、「役員（役員）」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員」と、同条第六号及び第七号中「証券会社に關する内閣府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四條第六項において準用する証券会社に關する内閣府令」と読み替えるものとする。

（弊害防止措置）

第二十五条 行為規制等府令第十一条の二及び第十一条の三の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条ただし書の規定による承認について準用する。この場合において、行為規則等府令第十一条の二第一項中「を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする持株会社（法第五十九条第一項に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）」、当該証券会社の親銀行等（法第三十二条第五項に規定する親銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）若しくは子銀行等（法第三十二条第六項に規定する子銀行等をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社（当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。）」とあるのは「特定金融機関（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定金融機関をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条において同じ。）」と、「親法人等（法第三十二条第五項に規定する親法人等をいう。第十二条において同じ。）若しくは子法人等（法第三十二条第六項に規定する子法人等をいう。第十二条）」とあるのは「特定法人等（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第一項に規定する特定法人等をいう。外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条）」と、「第十二条第一項第七号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十五条第二項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第七号」と、「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と、行為規則等府令第十一条の三第一項中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券

準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

2 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二条第一項中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同項第一号中「法第六十五条第二項第一号」とあるのは「証券取引法第六十五条第二項第一号」と、「法第二条第一項第九号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第九号」と、「証券仲介業務」とあるのは「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。以下同じ。）」と、「法第二条第十一項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第十一項第一号」と、同項第二号中「法第二条第六項各号」とあるのは「証券取引法第二条第六項各号」と、「法第二十一条第四項」とあるのは「証券取引法第二十一条第四項」と、同項第三号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同項第五号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六号中「法第六十五条の二第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第二項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同項第七号中「その取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）」と、「監査役、執行役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員（会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等若しくは子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまで」と、「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。）」とあるのは「証券仲介業務」と、「同府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」とあるのは「金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第八号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまで」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行

引法第四十五条」と読み替えるものとする。

2 行為規制等府令第十二条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為について準用する。この場合において、行為規制等府令第十二条第一項中「親法人等又は子法人等」とあるのは「特定法人等」と、同項第一号中「法第六十五条第二項第一号」とあるのは「証券取引法第六十五条第二項第一号」と、「法第二条第一項第九号」とあるのは「証券取引法第二条第一項第九号」と、「証券仲介業務」とあるのは「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。以下同じ。）」と、「法第二条第十一項第一号」とあるのは「証券取引法第二条第十一項第一号」と、同項第二号中「法第二条第六項各号」とあるのは「証券取引法第二条第六項各号」と、「法第二十一条第四項」とあるのは「証券取引法第二十一条第四項」と、同項第三号中「法第二条第八項各号」とあるのは「証券取引法第二条第八項各号」と、「法第四十五条第二号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第二号」と、同項第五号中「法第四十五条第一号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条第一号」と、同項第六号中「法第六十五条の二第一項」とあるのは「証券取引法第六十五条の二第二項」と、「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同項第七号中「その取締役、執行役、監査役」とあるのは「その国内における代表者、支店に駐在する役員」と、「証券会社若しくは」とあるのは「外国証券会社の国内における代表者、支店に駐在する役員若しくは使用人又は」と、「親法人等若しくは子法人等」とあるのは「特定法人等」と、「親銀行等若しくは子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまで」と、「証券仲介業務（金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十五号）第六条第三号に規定する証券仲介業務をいう。）」とあるのは「証券仲介業務」と、「同府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」とあるのは「金融機関の証券業務に関する内閣府令第二十七条第十五号イ若しくはロ」と、「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第八号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、「第十条第十五号イからハまで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第二十四条第二十六項において準用する証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまで」と、同項第九号中「親銀行等又は子銀行等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第十号中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

等」とあるのは「特定金融機関」と、同項第十号中「法第四十五条」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十五条」と読み替えるものとする。

(顧客資産の分別保管)

第二十六条 分別保管府令第一条及び第二条の規定は、それぞれ法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める有価証券及び方法について準用する。この場合において、分別保管府令第一条第一号中「法第四十七条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第二項」と、分別保管府令第二条第一号中「法第四十七条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 分別保管府令第五条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第三項に規定する信託について準用する。この場合において、分別保管府令第五条第三号中「法第七十九条の五十四」とあるのは、「証券取引法第七十九条の五十四」と読み替えるものとする。

4 (略)

(特定法人等となる者)

第二十八条 令第十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる法人等とする。

一 外国証券会社の経営を支配しているものとして令第十一条第一項第一号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものは、当該法人等及び次に掲げる者が保有している当該外国証券会社の議決権の数の合計が、当該外国証券会社の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等とする。

イ 当該法人等の役員(会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)及びその親族(令第十一条第一項第一号イ(3)に規定する親族をいう。以下この条において同じ。)

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(顧客資産の分別保管)

第二十六条 分別保管府令第一条及び第二条の規定は、それぞれ法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める有価証券及び方法について準用する。この場合において、分別保管府令第一条第一号中「法第四十七条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第二項」と、分別保管府令第二条第一号中「法第四十七条第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 分別保管府令第五条の規定は、法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第三項に規定する信託について準用する。この場合において、分別保管府令第五条第三号中「法第七十九条の五十四」とあるのは、「証券取引法第七十九条の五十四」と読み替えるものとする。

4 (略)

(特定法人等となる者)

第二十八条 令第十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる法人等とする。

一 外国証券会社の経営を支配しているものとして令第十一条第一項第一号イ若しくはロに掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものは、当該法人等及び次に掲げる者が保有している当該外国証券会社の議決権の数の合計が、当該外国証券会社の議決権の百分の五十を超えている場合における当該法人等とする。

イ 当該法人等の役員及びその親族(令第十一条第一項第一号に規定する親族をいう。以下この条において同じ。)

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十一条 証券会社府令第三十三条(第二号を除く。)の規定は、法第十五条第二項に規定する支店の業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、証券会社府令第三十三条第一号中「関係会社」とあるのは「特定法人等」と、「事業年度」とあるのは「事業年度」(法第十五条第一項に規定する期間をいう。)と読み替えるものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項)

第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度(法第十五条第一項に規定する期間をいう。以下同じ。)における業務の概要

ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (9) (略)

(10) 各事業年度終了の日における法第二十条において準用する証券取引法第五十二条第一項に規定する自己資本規制比率

(11) 各事業年度終了の日における支店に駐在する役員及び使用人の総数並びに外務員(法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。)の総数

三 支店の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 貸借対照表(関連する注記を含む。)及び損益計算書(関連する注記を含む。)

ロ 各事業年度終了の日における次に掲げる事項

(1) (3) (略)

四 (略)

(証券取引責任準備金)

第三十五条 証券会社府令第三十五条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額について準用する。

2 証券会社府令第三十六条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十一条第

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十一条 証券会社府令第三十三条(第二号を除く。)の規定は、法第十五条第二項に規定する支店の業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、証券会社府令第三十三条第一号中「関係会社」とあるのは「特定法人等」と、「営業年度」とあるのは「営業年度」(法第十五条第一項に規定する期間をいう。)と読み替えるものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項)

第三十二条 令第十五条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

二 支店の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の営業年度(法第十五条第一項に規定する期間をいう。以下同じ。)における業務の概要

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (9) (略)

(10) 各営業年度終了の日における法第二十条において準用する証券取引法第五十二条第一項に規定する自己資本規制比率

(11) 各営業年度終了の日における支店に駐在する役員及び使用人の総数並びに外務員(法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。)の総数

三 支店の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 貸借対照表及び損益計算書

ロ 各営業年度終了の日における次に掲げる事項

(1) (3) (略)

四 (略)

(証券取引責任準備金)

第三十五条 証券会社府令第三十五条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額について準用する。この場合において、同令第三十五条各号中「営業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

2 証券会社府令第三十六条の規定は、法第十七条において準用する証券取引法第五十一条第

二項ただし書の規定による承認の申請について準用する。この場合において、同令第三十六条中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十五条第一項において準用する証券会社に関する内閣府令第三十五条」と、「法第五十一条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七条において準用する証券取引法第五十一条第二項」と読み替えるものとする。

(損失準備金)

第三十六条 法第十八条第一項に規定する内閣府令で定める率は、主たる支店において積み立てられた金額が令第六条又は第九条に規定する最低資本の額に達するまでは十分の一とする。

(自己資本規制比率)

第三十八条 自己資本規制府令は、法第二十条において準用する証券取引法第五十二条に規定する自己資本規制比率について、自己資本規制府令第二十一条の規定を除き、準用する。この場合において、自己資本規制府令第一条第一号中「証券取引法」とあるのは「外国証券業者に関する法律第二十条において準用する証券取引法」と、同項第二号中「次条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第二条」と、「第三条第一項各号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第三条第一項各号」と、同項第四号中「法第二条第一項」とあるのは「証券取引法第二条第一項」と、同項第十五号中「第十五条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十五条」と、同項第十六号中「第十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十二条第二項」と、同条第二項及び第三項中「この府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」と、「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第四項中「この府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」と、自己資本規制府令第二条第一項中「法第五十二条第一項」とあるのは「証券取引法第五十二条第一項」と、同項第一号中「資本金」とあるのは「持込資本金」と、同項第三号中「資本剰余金」とあるのは「損失準備金」と、同項第六号中「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第七條第一項各号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第十五条第一項各号」と、同

二項ただし書の規定による承認の申請について準用する。この場合において、同令第三十六条中「営業年度」とあるのは「事業年度」と、「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十五条第一項において準用する証券会社に関する内閣府令第三十五条」と、「法第五十一条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十七条において準用する証券取引法第五十一条第二項」と読み替えるものとする。

(損失準備金)

第三十六条 法第十八条第一項に規定する内閣府令で定める率は、主たる支店において積み立てられた金額が令第六条又は第九条に規定する最低資本の額に達するまでは十分の一とする。

(自己資本規制比率)

第三十八条 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（以下「自己資本規制府令」という。）は、法第二十条において準用する証券取引法第五十二条に規定する自己資本規制について、自己資本規制府令第二十一条の規定を除き、準用する。この場合において、自己資本規制府令第一条第一号中「証券取引法」とあるのは「外国証券業者に関する法律第二十条において準用する証券取引法」と、同項第二号中「次条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第二条」と、「第三条第一項各号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第三条第一項各号」と、同項第四号中「法第二条第一項」とあるのは「証券取引法第二条第一項」と、同項第十五号中「第十五条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十五条」と、同項第十六号中「第十二条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十二条第二項」と、同条第二項及び第三項中「この府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」と、「証券会社」とあるのは「外国証券会社」と、同条第四項中「この府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」と、自己資本規制府令第二条第一項中「法第五十二条第一項」とあるのは「証券取引法第五十二条第一項」と、同項第一号中「資本金」とあるのは「持込資本金」と、同項第三号中「資本剰余金」とあるのは「損失準備金」と、同項第六号中「証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十二号）第七條第一項各号」とあるのは「

条第二項第三号中「(証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」とい
う。))第四十二条第二項」とあるのは「(外国証券業者に関する法律施行令第二十一条第二
項)」と、同項第四号中「法第五十二条第二項」とあるのは「証券取引法第五十二条第二項」
と、同条第三項第四号中「法第五十二条第二項」とあるのは「証券取引法第五十二条第二項」
と、自己資本規制府令第三条第一項中「法第五十二条第一項」とあるのは「証券取引法第
五十二条第一項」と、同項第一号中「法第七十五条第一項」とあるのは「証券取引法第
七十五条第一項」と、同項第三号イ中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第
三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第二条」と、同号ハ中
「令第一条の九」とあるのは「証券取引法施行令第一条の九」と、同項第四号中「法第二条
第一項」とあるのは「証券取引法第二条第一項」と、自己資本規制府令第四条第一項中「法
第五十二条第一項」とあるのは「証券取引法第五十二条第一項」と、同条第二項中「前条」
とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資
本規制に関する内閣府令第三条」と、同項第二号中「法第四十七条第三項」とあるのは「外
国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する証券取引法第四十七条第三項」と
、自己資本規制府令第五条第四項第一号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣
府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第四条」と、同
項第三号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用す
る証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第四条」と、同条第五項中「第三条第六項」と
あるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本
規制に関する内閣府令第三条第六項」と、自己資本規制府令第六条第一項中「この条から第
十一条まで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券
会社の自己資本規制に関する内閣府令第六条から第十一条まで」と、自己資本規制府令第
七条第二項中「この条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用
する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第七条」と、自己資本規制府令第九条第一項
中「この条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券
会社の自己資本規制に関する内閣府令第九条」と、自己資本規制府令第十四条第一項中「前
条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自
己資本規制に関する内閣府令第十三条」と、自己資本規制府令第十五条第一項中「第十三条
」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己
資本規制に関する内閣府令第十三条」と、同項第三号中「第五条第二項」とあるのは「外国
証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内
閣府令第五条第二項」と、同条第二項第五号中「取締役若しくは執行役又は執行役員(取締

外国証券業者に関する内閣府令第十五条第一項各号」と、同条第二項第三号中「(証券取引
法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。))第四十二条第二項」とあ
るのは「(外国証券業者に関する法律施行令第二十一条第二項」と、同項第四号中「法第五
十二条第二項」とあるのは「証券取引法第五十二条第二項」と、同条第三項第四号中「法第
五十二条第二項」とあるのは「証券取引法第五十二条第二項」と、自己資本規制府令第三
条第一項中「法第五十二条第一項」とあるのは「証券取引法第五十二条第一項」と、同項第
一號ロ中「法第七十五条第一項」とあるのは「証券取引法第七十五条第一項」と、同項第
一號イ中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証
券会社の自己資本規制に関する内閣府令第二条」と、同号ハ中「令第一条の九」とあるのは「
証券取引法施行令第一条の九」と、同項第四号中「法第二条第一項」とあるのは「証券取引
法第二条第一項」と、自己資本規制府令第四条第一項中「法第五十二条第一項」とあるのは
「証券取引法第五十二条第一項」と、同条第二項中「前条」とあるのは「外国証券業者に関
する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第三
条」と、同項第二号中「法第四十七条第三項」とあるのは「外国証券業者に関する法律十四
条第一項において準用する証券取引法第四十七条第三項」と、自己資本規制府令第五条第四
項第一号中「法第二条第一項」とあるのは「証券取引法第二条第一項」と、「前条」とある
のは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制
に関する内閣府令第四条」と、同項第三号中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内
閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第四条」と、
同条第五項中「第三条第六項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条にお
いて準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第三条第六項」と、自己資本規制府
令第六条第一項中「この条から第十一条まで」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令
第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第六条から第十一
条まで」と、自己資本規制府令第七条第二項中「この条」とあるのは「外国証券業者に関
する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第七
条」と、自己資本規制府令第九条第一項中「この条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府
令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第九条」と、自己資
本規制府令第十四条第一項中「前条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八
条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条」と、自己資本規
制府令第十五条第一項中「第十三条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八
条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条」と、同項第三号中「
第五条第二項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証

役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）」とあるのは「国内にある代表者又は支店に駐在する役員」と、同条第四項中「第十三条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条第二項第二号」と、自己資本規制府令第十六条中「第十三条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条」と、同条第一項第二号中「第十二条第二項本文」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十二条第二項本文」と、自己資本規制府令第十七条第四項中「第三条第六項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第三十四条第四項」と、同条第七項中「法第三十四条第四項」とあるのは「証券取引法第三十四条第四項」と、自己資本規制府令第十八条第三項第二号中「法第八十二条第一項第三号」とあるのは「証券取引法第八十二条第一項第三号」と、自己資本規制府令第十九条中「法第五十二条第一項」とあるのは「証券取引法第五十二条第一項」と、自己資本規制府令第二十条第一項中「法第五十二条第三項」とあるのは「証券取引法第五十二条第三項」と、同条第二項中「第二条第六号二」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第二十条第六号二」と、自己資本規制府令第二十二条第一項中「この府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」と、「第十三条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第四十一条 法第二十二條第一項第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次の場合とする。

- 一 (略)
- 二 法第六條第一項第一号、第三号(同号に規定する政令で定める者に該当することとなつたときを含む。)から第五号まで、第七号(同号に規定する外国証券法令の規定に係る部分に限る。)又は第八号に規定する者に該当することとなつた場合
- 三 (略)
- 四 純財産額が資本の額に満たなくなつた場合(第二号の規定に該当する場合を除く。)
- 五 (略)
- 六 外国証券法令の規定(法第六條第一項第七号に規定する外国証券法令の規定をいう。)

券会社の自己資本規制に関する内閣府令第五条第二項」と、同条第二項第五号中「取締役若しくは執行役又は執行役員(取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。)」とあるのは「国内にある代表者又は支店に駐在する役員」と、同条第四項中「第十三条第二項第二号」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条第二項第二号」と、自己資本規制府令第十六条中「第十三条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条」と、同条第一項第二号中「第十二条第二項本文」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十二条第二項本文」と、自己資本規制府令第十七条第四項中「第三条第六項」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第三十四条第四項」と、自己資本規制府令第十八条第三項第二号中「法第六十一条第一項」とあるのは「証券取引法第六十一条第一項」と、自己資本規制府令第十九条中「法第五十二条第一項」とあるのは「証券取引法第五十二条第一項」と、自己資本規制府令第二十条第一項中「法第五十二条第三項」とあるのは「証券取引法第五十二条第三項」と、同条第二項中「第二条第六号二」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第二十条第六号二」と、自己資本規制府令第二十二条第一項中「この府令」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令」と、「第十三条」とあるのは「外国証券業者に関する内閣府令第三十八条において準用する証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第十三条」と読み替えるものとする。

(届出事項)

第四十一条 法第二十二條第一項第十号に規定する内閣府令で定める場合は、次の場合とする。

- 一 (略)
- 二 法第六條第一号、第三号(同号に規定する政令で定める者に該当することとなつたときを含む。)から第五号まで、第七号(同号に規定する外国証券法令の規定に係る部分に限る。)又は第八号に規定する者に該当することとなつた場合
- 三 (略)
- 四 純財産額が資本の額に満たなくなつた場合(第二号の規定に該当する場合を除く。)
- 五 (略)
- 六 外国証券法令の規定(法第六條第七号に規定する外国証券法令の規定をいう。)に基づ

に基づく行政庁の不利益処分を受けた場合（第二号の規定に該当する場合を除く。）

七・八（略）

九 役員（会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）又は自己を所属証券会社等（証券取引法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為（次号において「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が第二十四条第十七項において準用する行為規制等府令第五条第一号から第四号までに掲げる行為で過失による場合は除く。）

十～十六（略）

2（略）

（議決権の過半数の保有の判定）

第四十二条 法第二十二條第一項第四号に規定する議決権の過半数の保有の判定に当たって、保有する議決権には、他人の名義によつて所有する株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（外務員登録等）

第四十六条 証券会社府令第五十三条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項について準用する。この場合において、証券会社府令第五十三条第二号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役又はこれらに類する役員にある者をいう。）」と、「法第六十四条の五第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の五第一項」と読み替えるものとする。

2～7（略）

（証券関連業務のための施設の届出等）

第四十八条（略）

2 法第三十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるもの（外国証券業者が個人である場合には、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一～三（略）

四 資本金の額又は出資の総額

五・六（略）

く行政庁の不利益処分を受けた場合（第二号の規定に該当する場合を除く。）

七・八（略）

九 役員又は自己を所属証券会社等（証券取引法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者若しくはその役員に法令又は諸規則に反する行為（次号において「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が第二十四条第十一項において準用する行為規制等府令第五条第一号から第四号までに掲げる行為で過失による場合は除く。）

十～十六（略）

2（略）

（議決権の過半数の保有の判定）

第四十二条 法第二十二條第一項に規定する議決権の過半数の保有の判定に当たって、保有する議決権には、他人の名義によつて所有する株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（外務員登録等）

第四十六条 証券会社府令第五十三条の規定は、法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項について準用する。この場合において、証券会社府令第五十三条第二号中「役員」とあるのは「国内における代表者、支店に駐在する役員（取締役、執行役及び監査役又はこれらに類する役員にある者をいう。）」と、「法第六十四条の五第一項」とあるのは「外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の五第一項」と読み替えるものとする。

2～7（略）

（証券関連業務のための施設の届出等）

第四十八条（略）

2 法第三十八条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるもの（外国証券業者が個人である場合には、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一～三（略）

四 資本金の額又は出資の総額

五・六（略）

3 (略)

(標準処理期間)

第五十条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可、許可、承認若しくは確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第十二条第四項の認可、法第十三条第一項の許可並びに法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項の承認及び同法第四十五条ただし書の承認並びに同法第四十二条の二第三項の確認 一月

2 (略)

3 (略)

(標準処理期間)

第五十条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可、許可、承認若しくは確認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 (略)

二 法第十二条第四項の認可、法第十三条第一項の許可並びに法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項の承認及び同法第四十五条ただし書の承認並びに同法第四十二条の二第三項の確認 一月

2 (略)

別表第一 (第二十一条関係)	
届出事項	記載事項
届出事項 (略)	記載事項 (略)
添付書類	添付書類
資本金の額の変更 (略)	一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三 五 (略)
一 一 (略) 二 履歴書 (会計参 与に類する役職に ある者が法人であ るときは、当該者 の沿革を記載した 書面) (原文及び 訳文) (以下新任 の場合のみ。)	一 一 (略) 二 履歴書 (会計参 与に類する役職に ある者が法人であ るときは、当該者 の沿革を記載した 書面) (原文及び 訳文) (以下新任 の場合のみ。)
役員(略)の役職名及び 氏名又は名称	一 変更のあつた 役員(略)の氏名又は 名称、役職名及 び代表権の有無 二 (略)

別表第一 (第二十一条関係)	
届出事項	記載事項
届出事項 (略)	記載事項 (略)
添付書類	添付書類
資本の額の変更 (略)	一 変更前の資本 の額 二 変更後の資本 の額 三 五 (略)
一 一 (略) 二 履歴書 (原文及 び訳文) (以下新 任の場合のみ。)	一 一 (略) 二 資本(略)の額の変 更による純財産額 の変動を記載した書 面
役員(略)の役職名及び 氏名	一 変更のあつた 役員(略)の氏名、役 職名及び代表権 の有無 二 (略)
一 一 (略) 二 履歴書 (原文及 び訳文) (以下新 任の場合のみ。)	一 一 (略) 二 住民票の抄本又 はこれに代わる書 面(支店に駐在す る役員の場合のみ 。)

(略)		
(略)		
(略)	三 住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、当該者の登記事項証明書)(支店に駐在する役員の場合のみ。)	四 (略)

別表第一の二 (第二十三条の七関係)

届出事項	(略)	添付書類
記載事項	(略)	(略)
資本金の額の変更	一 変更前の資本金の額 二 変更後の資本金の額 三 五 (略)	一・二 (略) 三 資本金の額の変更による純財産額の変動を記載した書面
役員の役職名及び氏名又は名称	一 変更のあった役員の氏名又は名称、役職名及び代表権の有無 二 (略)	一 (略) 二 履歴書(会計参与に類する役職にある者が法人であるときは、当該者の沿革を記載した書面)(原文及び訳文)(以下新任の場合のみ。) 三 住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与に類する役職にある者

(略)		
(略)		
(略)		四 (略)

別表第一の二 (第二十三条の七関係)

届出事項	(略)	添付書類
記載事項	(略)	(略)
資本の額の変更	一 変更前の資本の額 二 変更後の資本の額 三 五 (略)	一・二 (略) 三 資本の額の変更による純財産額の変動を記載した書面
役員の役職名及び氏名	一 変更のあった役員の氏名、役職名及び代表権の有無 二 (略)	一 (略) 二 履歴書(原文及び訳文)(以下新任の場合のみ。) 三 住民票の抄本又はこれに代わる書面(国内の事務所その他の施設に駐在する役員の場合のみ。) 四 (略)

(略)	我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員(会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。)及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況の変更	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	合併、分割又は事業の重要な一部の譲渡若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲受け(以下「合併等」という。)をしたとき	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員(会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この項において同じ。)及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況の変更	(略)	(略)	(略)	が法人であるときは、当該者の登記事項証明書(国内の事務所その他の施設に滞在する役員の場合のみ)。

(略)	我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況の変更	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	合併、分割又は事業の重要な一部の譲渡若しくは営業の全部若しくは重要な一部の譲受け(以下「合併等」という。)をしたとき	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	我が国の証券取引法令に関する知識を有する役員及び使用人の確保の状況並びに当該役員及び使用人の配置の状況の変更	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>法第十三条の四第一号イの規定に該当することとなつたとき</p>	<p>一 取締役会設置会社と同種類の法人でなくなつた年月日 二 取締役会設置会社と同種類の法人でなくなつた理由</p>	(略)
<p>法第十三条の四第一号ホの規定に該当することとなつたとき</p>	<p>一 資本金の額が、法第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たなくなつた年月日 二 資本金の額が、法第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たなくなつた理由</p>	(略)
<p>(略)</p> <p>役員等が証券取引法第二十八条の四第一項第九号への規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p>(略)</p> <p>一 該当事氏名又は名称 二・三 (略)</p>	(略)
<p>(略)</p> <p>純財産額が資本金の額に満たなくなつたとき</p>	<p>(略)</p> <p>一 純財産額が資本金の額に満たなくなつた年月日</p>	(略)

<p>法第十三条の四第一号イの規定に該当することとなつたとき</p>	<p>一 株式会社と同種類の法人でなくなつた年月日 二 株式会社と同種類の法人でなくなつた理由</p>	(略)
<p>法第十三条の四第一号ホの規定に該当することとなつたとき</p>	<p>一 資本金の額が、法第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たなくなつた年月日 二 資本金の額が、法第六条第一項第四号に規定する政令で定める金額に満たなくなつた理由</p>	(略)
<p>(略)</p> <p>役員等が証券取引法第二十八条の四第一項第九号への規定に該当することとなつた事実を知つたとき</p>	<p>(略)</p> <p>一 該当事氏名 二・三 (略)</p>	(略)
<p>(略)</p> <p>純財産額が資本金の額に満たなくなつたとき</p>	<p>(略)</p> <p>一 純財産額が資本金の額に満たなくなつた年月日</p>	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二 純財産額が資本金の額に満たなくなった理由
役員(会計参与)に類する役員にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)に事故等があったことを知ったとき	一 (略) 二 事故等を惹起した者の氏名及び名称及び役職名 三 (略)				
事故等の詳細が判明したとき	一 (略) 二 事故等を惹起した者の氏名及び名称及び役職名 三・四 (略)				

別表第二 (第四十一条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
合併、分割又は事業の重要な一部の譲渡若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲受け(以下「合併等」という。)をしたとき	(略)				
	一・二 (略) 三 当事者の最近の貸借対照表(関連する注記を含む。以下同じ。) 四・六 (略)				

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二 純財産額が資本金の額に満たなくなった理由
役員に事故等があったことを知ったとき	一 (略) 二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名 三 (略)				
事故等の詳細が判明したとき	一 (略) 二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名 三・四 (略)				

別表第二 (第四十一条関係)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
合併、分割又は営業の重要な一部の譲渡若しくは営業の全部若しくは重要な一部の譲受け(以下「合併等」という。)をしたとき	(略)				
	一・二 (略) 三 当事者の最近の貸借対照表 四・六 (略)				

<p>法第六条第一項第一号の規定に該当することとなったとき</p>	<p>一 取締役会設置会社と同種類の法人でなくなった年月日 二 取締役会設置会社と同種類の法人でなくなった理由</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第六条第一項第五号の規定に該当することとなったとき</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなった年月日 二 純財産額が資本金の額に満たなくなった理由</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなった日の日計表 二 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなった日の純財産額を算出するための計算を記載した書面</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>証券取引法第二十八号の四第一項第九号への規定に該当することとなった事実を知ったとき</p>	<p>一 該当事氏名又は名称 二・三 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>法第六条第一項第一号の規定に該当することとなったとき</p>	<p>一 株式会社と同種類の法人でなくなった年月日 二 株式会社と同種類の法人でなくなった理由</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>法第六条第一項第五号の規定に該当することとなったとき</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなった年月日 二 純財産額が資本金の額に満たなくなった理由</p>	<p>一 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなった日の日計表 二 純財産額が政令で定める資本金の額に満たなくなった日の純財産額を算出するための計算を記載した書面</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>証券取引法第二十八号の四第一項第九号への規定に該当することとなった事実を知ったとき</p>	<p>一 該当事氏名 二・三 (略)</p>	<p>(略)</p>

き	(略)	純財産額が資本金の額に満たなくなつたとき	(略)	役員(会計参与に類する役員にある者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。)又は証券仲介業者若しくはその役員に事故等があったことを知つたとき	(略)
	(略)	一 純財産額が資本金の額に満たなくなつた年月日 二 純財産額が資本金の額に満たなくなつた理由	(略)	一 (略) 二 事故等を惹起した者の氏名又は名称及び役職名 三 (略)	一 (略) 二 事故等を惹起した者の氏名又は名称及び役職名 三・四 (略)
	(略)	一 純財産額が資本金の額に満たなくなつた日の日計表 二 (略)	(略)		(略)

き	(略)	純財産額が資本金の額に満たなくなつたとき	(略)	役員又は証券仲介業者若しくはその役員に事故等があったことを知つたとき	(略)
	(略)	一 純財産額が資本金の額に満たなくなつた年月日 二 純財産額が資本金の額に満たなくなつた理由	(略)	一 (略) 二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名 三 (略)	一 (略) 二 事故等を惹起した者の氏名及び役職名 三・四 (略)
	(略)	一 純財産額が資本金の額に満たなくなつた日の日計表 二 (略)	(略)		(略)

外国証券業者に関する内閣府令（平成十年総理府・大蔵省令第三十七号）

改正案	現行								
別紙様式第1号（第23条の2関係） (略) (第2面)	別紙様式第1号（第23条の2関係） (略) (第2面)								
(略)	(略)								
2. 資本金の額 (略)	2. 資本の額 (略)								
3. 役員 ^の 役職名及び氏名又は名称 (略)	3. 役員 ^の 役職名及び氏名 (略)								
(略) (略)	(略) (略)								
(記載上の注意) (略) (注意事項) (略)	(記載上の注意) (略) (注意事項) (略)								
(別添1：資本金の額) (第3面)	(別添1：資本の額) (第3面)								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">資 本 金 の 額</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日現在</td> </tr> </table>	資 本 金 の 額	年 月 日		年 月 日現在	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">資 本 の 額</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日現在</td> </tr> </table>	資 本 の 額	年 月 日		年 月 日現在
資 本 金 の 額	年 月 日								
	年 月 日現在								
資 本 の 額	年 月 日								
	年 月 日現在								
(記載上の注意事項) 外貨建ての場合には、当該金額を日本円に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。	(記載上の注意事項) 外貨建ての場合には、当該金額を日本円に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。								
(注意事項) 資本金の額を変更した場合には、第二十三条の七による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。	(注意事項) 資本の額を変更した場合には、第二十三条の七による届出書に、本様式により作成した書面（2部）を添付すること。								
(別添2：役員 ^の 役職名及び氏名又は名称) (第4面) (平成 年 月 日現在)	(別添2：役員 ^の 役職名及び氏名) (第4面) (平成 年 月 日現在)								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称</td> <td style="text-align: center;">役 職 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(ふりがな) 氏 名</td> <td style="text-align: center;">役 職 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(ふりがな) 氏 名	役 職 名		
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名								
(ふりがな) 氏 名	役 職 名								
(記載上の注意)	(記載上の注意)								

役員には取引所取引店の所在する国における代表者を含む。

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第二十三条の七による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名又は名称及び役職名を記載した書面（２部）を添付すること。

(略)	(第 5 面)
(略)	(第 6 面)
(略)	(第 7 面)
(略)	(第 8 面)
(略)	(第 9 面)

役員には取引所取引店の所在する国における代表者を含む。

(注意事項)

役員に変更があった場合には、第二十三条の七による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員の氏名及び役職名を記載した書面（２部）を添付すること。

(略)	(第 5 面)
(略)	(第 6 面)
(略)	(第 7 面)
(略)	(第 8 面)
(略)	(第 9 面)

改正案	現行																																																												
<p>別紙様式第2号（第30条第4項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">第 期営業報告書 〔 年 月 日から 〕 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">1 業務の状況</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 役員等及び使用人の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">① 役員等及び使用人の総数 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">② 役員等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">役 職 名</th> <th style="width: 30%;">氏 名 又 は 名 称</th> <th style="width: 50%;">住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)~(10) (略)</p> <p>(11) 業務の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">① 有価証券の売買等の状況 （単位：千株、百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%;">委 託</th> <th style="width: 10%;">自 己</th> <th style="width: 20%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) (略)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新株予約権証券</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(略)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(略)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">② (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p style="padding-left: 20px;">1 業務の状況 (1)~(9) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(10) 業務の状況 (略)</p>	役 職 名	氏 名 又 は 名 称	住 所					委 託	自 己	計	(略) (略)				その他				新株予約権証券				(略)				(略)				<p>別紙様式第2号（第30条第4項関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">第 期営業報告書 〔 年 月 日から 〕 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">1 業務の状況</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 役員等及び使用人の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">① 役員等及び使用人の総数 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">② 役員等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">役 職 名</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 50%;">住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(7)~(10) (略)</p> <p>(11) 業務の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">① 有価証券の売買等の状況 （単位：千株、百万円）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%;">委 託</th> <th style="width: 10%;">自 己</th> <th style="width: 20%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) (略)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">新株引受権証書</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(略)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(略)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="padding-left: 20px;">② (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p style="padding-left: 20px;">1 業務の状況 (1)~(9) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(10) 業務の状況 (略)</p>	役 職 名	氏 名	住 所					委 託	自 己	計	(略) (略)				その他				新株引受権証書				(略)				(略)			
役 職 名	氏 名 又 は 名 称	住 所																																																											
	委 託	自 己	計																																																										
(略) (略)																																																													
その他																																																													
新株予約権証券																																																													
(略)																																																													
(略)																																																													
役 職 名	氏 名	住 所																																																											
	委 託	自 己	計																																																										
(略) (略)																																																													
その他																																																													
新株引受権証書																																																													
(略)																																																													
(略)																																																													

① 有価証券の売買等の状況

イ (略)

ロ 「株券」の欄には株券及び出資証券（証券取引法第2条第1項第5号に規定する出資証券、同項第5号の2及び第5号の3に規定する優先出資証券並びに同項第7号の2に規定する投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第5号の3及び第6号に掲げる有価証券（株券及び同項第5号の3に規定する優先出資証券を除く。）に係るものを記載し、同項第9号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。

ハ・ニ (略)

② (略)

① 有価証券の売買等の状況

イ (略)

ロ 「株券」の欄には株券及び出資証券（証券取引法第2条第1項第5号に規定する出資証券、同項第5号の2及び第5号の3に規定する優先出資証券並びに同項第7号の2に規定する投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「新株引受権証書」の欄には同項第5号の2から第6号に掲げる有価証券（株券並びに同項第5号の2及び第5号の3に規定する優先出資証券を除く。）に係るものを記載し、同項第9号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。

ハ・ニ (略)

② (略)